

南丹市移住促進事業補助金交付要綱

平成30年3月28日

告示第49号

改正 平成31年4月23日告示第134号

改正 令和4年3月28日告示第52号

改正 令和5年12月22日告示第299号

(趣旨)

第1条 この要綱は、南丹市内への移住を促進するため、予算の範囲内において、移住促進住宅整備事業及び空家流動化促進事業を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 地域団体 地域に根ざして活動を行う複数の自治会等により構成された団体であって、次に掲げる要件の全てに適合するものをいう。

ア 事業を行う地域の事情に詳しく、移住者の受入だけでなく移住後の支援まで丁寧に行う体制を整備していること。

イ 事業の事務手続きを適切かつ効率的に行うため、団体の構成員、事務局、代表者並びに意思決定、事務処理及び会計処理の方法等を規約等で定めていること。

ウ 団体の運営に当たって、一つの事務手続きにつき複数の者が関与する等当該事務手続きに係る不正を未然に防止する体制が整備されていること。

(2) 移住者 本市へ定住の意志を持って転入した又はしようとする者であって、次のいずれにも該当するものをいう。

ア 本市に住所を有する又は有することが確実な者であって、当該住所地を生活の本拠とした又はしようとするもの

イ 本市において空家を取得又は賃借すること。

ウ イの空家の所有者と2親等以内の者でないこと。

(3) 空家 市内に建築された家屋のうち、専ら人の居住の用に供する家屋又はその一部を人の居住の用に供する家屋であって、居住その他の使用がなされていない一戸建ての住宅をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

(4) お試し住宅 移住希望者が、地域での暮らしの体験、地域住民との交流等を

目的として、短期間居住又は滞在する施設（1世帯当たりの居住又は滞在に係る利用期間が通算して1年以内のものに限る。）をいう。

(5) シェアオフィス 複数の小規模事業者が共同利用する事務所をいう。

（事業及び補助の内容）

第3条 事業種目、補助対象経費、補助金額、補助対象者は、下表及び別表に掲げるとおりとする。

事業種目	補助対象経費	補助金額	補助対象者
1 移住促進 住宅整備 事業	<p>京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例（令和3年京都府条例第25号。以下「条例」という。）第6条に規定する移住促進特別区域（以下「移住促進特別区域」という。）内の空家を取得又は賃借等した上で、お試し住宅又は移住者向けシェアオフィス（当該移住促進特別区域内に居住し、住所を有することを利用者の条件とするものに限る。）とするために行う改修に要する経費</p> <p>ただし、当該空家に関し、国又は地方公共団体から、移住の促進を目的とした空家改修等に係る補助金が交付されたことがない場合に限る。</p>	<p>補助対象事業費の総額（1,000円未満の端数を切り捨てた額）。ただし、1戸当たりの補助額は、180万円以内（市長が別に定める区域内にあっては200万円以内）</p>	地域団体
	<p>条例第7条第1項に規定する登録空家（以下「登録空家」という。）を取得又は賃借等し、自ら居住する目的で行う生活をするために必要な改修（居住の用に供する部分に限る。）に要する経費</p> <p>ただし、移住者が当該登録空家に居住し、住所を有する又はその予定</p>		移住者

	<p>であることが確実な場合であって、当該移住者及び当該登録空家に関し、国又は地方公共団体から、移住の促進を目的とした空家改修等に係る補助金が交付されたことがない場合に限る。</p> <p>なお、当該登録空家の取得又はその賃借権等の取得の日が、移住の日から起算して1年前の日から、移住の日から起算して1年を経過した日までの間（市長が認める就農・就業等支援制度の利用者にあっては、当該制度利用中の期間、南丹市地域おこし協力隊設置要綱（平成27年告示第138号）に基づく南丹市地域おこし協力隊の隊員（以下「地域おこし協力隊員」という。）にあっては、その委嘱を受けた期間は、経過した日数に含めない。）であるものに限る。</p>		
2 空家流動化促進事業	登録空家等（移住促進特別区域内の空家であって、市長が認める移住・定住促進制度により改修しようとするもの又は登録空家をいう。）を移住者その他市長が認める者に売却又は賃貸等する際に必要な当該登録空家等の所有者が行う家財の撤去等に要する経費（南丹市空き家流動化対策事業実施要綱（平成29年告示第96号）第3条に規定する空き家掃除お助け事業の対象となる経費を除く。）	1戸当たりの補助額は、10万円	空家所有者

	<p>ただし、売却又は賃貸等に係る契約締結日から起算して6箇月を経過する日までに補助金の交付の申請をした事業であって、当該所有者が移住の促進を目的とした家財の撤去等に係る補助金の交付を受けたことがない場合に限る。</p> <p>なお、貸家業を行う者が専ら貸家業のために所有する空家の家財の撤去等は事業の対象外とする。</p>		
--	--	--	--

(交付申請)

第4条 事業を実施しようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、事業に着手する前に、南丹市移住促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 申請者は、当該補助金に関する消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく仕入れに係る消費税及び地方消費税として控除することができる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、その内容等を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、その結果を南丹市移住促進事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(変更申請等)

第6条 前条の規定による補助金の交付の決定を受けた申請者が、当該事業の内容を変更しようとするとき又は当該事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、南丹市移住促進事業補助金変更承認申請書（様式第3号）に関係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、事業費総額の2割を超える増減がないもの及び補助金額の増額がないもので、かつ、軽微な変更である場合については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による補助金変更承認申請書の提出があったときは、その内容等を審査の上、当該変更の承認の可否を決定し、その結果を南丹市移住促進事業補

助金変更承認（不承認）通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（指令前着手届）

第7条 申請者は、補助金の交付の決定がある前に事業に着手する場合は、南丹市移住促進事業指令前着手届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第8条 申請者は、移住促進事業が完了したときは、南丹市移住促進事業補助金実績報告書（様式第6号）に関係書類を添えて、事業が完了した日から起算して30日を経過する日又は交付決定があった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

2 申請者は、補助金に関する消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容等を審査の上、適當と認めたときは、南丹市移住促進事業補助金額確定通知書（様式第7号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の請求等）

第10条 前条の規定による補助金の額の確定を受けた申請者は、市長が指定する日までに、南丹市移住促進事業補助金請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 申請者は、第5条の規定による交付決定を受けた補助金の全部又は一部について、前項の規定による補助金請求書の提出により、概算払を請求することができる。

3 市長は、前2項の規定による補助金請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（財産の処分の制限）

第11条 申請者は、補助金で整備した施設等について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数又は事業完了後10年のいずれか短い期間、事業の目的に沿って適切に管理しなければならない。

（関係書類の整備）

第12条 申請者は、事業に係る収支を記載した帳簿及びその証拠書類等の関係書類を整備して、事業完了日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して10年間保管しなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第13条 申請者は、事業完了後に申告により補助金に関する消費税及び地方消費税に

係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに南丹市移住促進事業に関する消費税及び地方消費税の額確定報告書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による額確定報告書の提出があったときは、当該仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じることができる。

（交付決定の取消し）

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 申請者が補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助金交付決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令又はこれに基づく市長の处分に違反等したとき。
- (3) 第5条の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者が移住促進事業を中心し、又は廃止したとき。

（補助金の返還）

第15条 市長は、前条に定めるときのほか、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 移住促進住宅整備事業の完了した日から起算して10年以内に、当該住宅を移住者の住宅として活用しなくなったとき。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。
（南丹市移住促進事業補助金交付要領の廃止）
- 2 南丹市移住促進事業補助金交付要領（平成28年告示第234号）は、廃止する。

附 則（平成31年4月23日告示第134号）

この告示は、公表の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和4年3月28日告示第52号）

この告示は、公表の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和5年 月 日告示第 号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条の表中1関係）

補助対象経費	内容	備考
工事費	家屋又は敷地に係る工事に要する費用（直接施工に要する経費を含む。）	
測量試験費	測量及び試験費	
賃金	事業の施行に必要な手当、賃金、共済費（賃金支弁による社会保険料）	事業費の3%以内
旅費		
需用費		
役務費		
委託料		
使用料及び賃借料		
その他特に必要と認めるもの		

様式第1号（第4条関係）

年　月　日

南丹市移住促進事業補助金交付申請書

南丹市長 佐々木 稔納 様

申請者【太枠内に記入】

住 所	〒　　—
氏 名	(※) <small>(※)本人が自署しない場合は、記名・押印してください</small>
電話番号	

※地域団体の場合、住所欄に事務局所在地、氏名欄に団体名・代表者職氏名を記入

下記のとおり事業を実施したいので、補助金の交付を申請します。

【該当する事業種目にチェック(□)を記入／関係書類を添付】

事業種目	関係書類
□移住促進住宅整備事業	<input type="checkbox"/> 事業計画書(別紙1) <input type="checkbox"/> 確約書(別紙3) <input type="checkbox"/> 売買契約書又は賃貸借契約書等の写し <input type="checkbox"/> 改修工事費の見積書
□空家流動化促進事業	<input type="checkbox"/> 事業計画書(別紙2) <input type="checkbox"/> （所有者が複数の場合）委任状(別紙4) <input type="checkbox"/> 売買契約書又は賃貸借契約書等の写し
(全事業共通)	<input type="checkbox"/> 府税納税証明書又は府税納税確認の同意書(別紙5)

※地域団体の場合、団体規約等も添付

別紙1

事業計画書（移住促進住宅整備事業用）

空家所在地	南丹市 町 番地			
入居・開設予定者名				
空家(元)所有者名				
入居・開設予定日	年 月 日			
取得・賃借等の別	<input type="checkbox"/> 取得			
	<input type="checkbox"/> 賃借(契約期間 年)			
	<input type="checkbox"/> その他(具体的に	契約期間 年)		
※該当する箇所にチェック(☑)を記入				
(お試し住宅の場合) 1世帯当たりの居住 又は滞在の利用期間				
改修後活用する期間	事業完了後 10年間			
事業期間	年 月 日～ 年 月 日(予定)			
改修内容				
予算額(円)	工種	数量	単価	金額
	事業費計			
	財源内訳	市補助金		
	自己負担			

※改修した住宅への入居者は、移住促進特別区域指定申出書に記載する人材像・条件等に合致する者であること。

※改修した住宅への入居者は、空家所有者と2親等以内でないこと。

別紙2

事業計画書（空家流動化促進事業用）

空家所在地	南丹市 町 番地
空家(元)所有者名	
入居・開設予定者名	
入居・開設予定日	年 月 日
売却・賃貸等の別	<input type="checkbox"/> 売却 <input type="checkbox"/> 賃貸(契約期間 年) <input type="checkbox"/> その他(具体的に 契約期間 年) ※該当する箇所にチェック(☑)を記入
予算額(円)	

※改修した住宅への入居者は、移住促進特別区域指定申出書に記載する人材像・条件等に合致する者であること。

※改修した住宅への入居者は、空家所有者と2親等以内でないこと。

年　月　日

確約書（移住促進住宅整備事業用）

南丹市長 佐々木 稔納 様

申請者【太枠内に記入】

住 所	
氏 名	(※)

(※)本人が自署しない場合は、記名・押印してください

南丹市移住促進事業を申請するにあたり、下記の事項を確約します。

なお、確約事項に反した場合、南丹市移住促進事業補助金に関する交付決定の取り消し処分及び補助金の返還命令に応じます。

(確約事項)

1. 移住する地域の地縁組織(行政区・自治会・振興会など)に加入します。
2. 地縁組織が定める会費(区費・自治会費・振興会費など)を納入します。
3. 地縁組織が行う地域活動などに積極的に参加します。
4. 地縁組織の役員や京の田舎ぐらしナビゲーターなど、地域の移住担当者から面会の求めがあった場合、面会に応じるよう努めます。
5. その他、地域住民との良好な人間関係の構築及びその維持に努めます。

年　月　日

委任状（空家流動化促進事業用／空家所有者が複数の場合のみ）

南丹市移住促進事業に関する一切の事務手続き及び当該補助金の受領について、下記の受任者にその権限を委任します。

受任者【太枠内に記入】

住　所	
氏　名	

委任者【太枠内に記入】

住　所	
氏　名	(印)

住　所	
氏　名	(印)

住　所	
氏　名	(印)

住　所	
氏　名	(印)

住　所	
氏　名	(印)

住　所	
氏　名	(印)

別紙5

		府税滞納の有無について			
照会欄		年　月　日			
		御中 部　課 (担当： 内線：))			
同意書記載者について、府税滞納の有無を照会しますので、月　日までに回答願います。					
回答欄		年　月　日			
		御中 部　課 (担当： 内線：))			
同意書記載者について、府税滞納の有無を回答します。					
滞納　有　・　無					
(滞納がある場合の所管府税公所：))					
同意書	上記により、私(当社)の府税滞納の有無を確認することについて同意します。				
	年　月　日				
住所 (法人の場合は本店所在地) _____					
氏名 (法人の場合は名称及び代表者氏名) _____					
担当者名　連絡先 _____					

様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

南丹市長

印

南丹市移住促進事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けて申請のあった事業について、下記のとおり補助金の交付（不交付）を決定しましたので通知します。

なお、事業完了後は速やかに補助金実績報告書を南丹市役所 課へ提出してください。

事業種目	<input type="checkbox"/> 移住促進住宅整備事業 <input type="checkbox"/> 空家流動化促進事業
	<input type="checkbox"/> 交付 補助金交付決定額 円 (交付要件) 1. 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができます。 (1) 申請者が補助金を他の用途に使用したとき。 (2) 補助金交付決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令又はこれに基づく市長の処分に違反等したとき。 (3) 補助金の交付の決定を受けた申請者が移住促進事業を中止し、又は廃止したとき。 2. 市長は、1に定めるときのほか、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該補助金の全部又は一部を返還させることができます。 (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。 (2) 移住促進住宅整備事業の完了した日から起算して10年以内に、当該住宅を移住者の住宅として活用しなくなったとき。
決定内容	<input type="checkbox"/> 不交付 (不交付の理由)

様式第3号（第6条関係）

年　月　日

南丹市移住促進事業補助金変更承認申請書

南丹市長 佐々木 稔納 様

申請者【太枠内に記入】

住 所	〒　　—
氏 名	(※) <small>(※)本人が自署しない場合は、記名・押印してください</small>
電話番号	

※地域団体の場合、住所欄に事務局所在地、氏名欄に団体名・代表者職氏名を記入

年　月　日付け 第　　号で補助金交付決定のあった事業の内容を下記のとおり変更したいので、承認を申請します。

【該当する事業種目にチェック(□)を記入／関係書類を添付／変更内容を記入】

事業種目	関係書類
<input type="checkbox"/> 移住促進住宅整備事業	<input type="checkbox"/> 変更後の事業計画書(別紙1)
<input type="checkbox"/> 空家流動化促進事業	<input type="checkbox"/> 変更後の事業計画書(別紙2)
(全事業共通)	<input type="checkbox"/> 交付申請書添付書類のうち変更のあった書類
(変更の内容及び理由)	

様式第4号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

南丹市長

印

南丹市移住促進事業補助金変更承認（不承認）通知書

年 月 日付けて変更承認申請のあった事業について、下記のとおり決定しましたので通知します。

なお、事業完了後は速やかに補助金実績報告書を南丹市役所 課へ提出してください。

事業種目	<input type="checkbox"/> 移住促進住宅整備事業 <input type="checkbox"/> 空家流動化促進事業
	<input type="checkbox"/> 承認 変更後の補助金交付決定額 円 (交付要件) 1. 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができます。 (1) 申請者が補助金を他の用途に使用したとき。 (2) 補助金交付決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令又はこれに基づく市長の処分に違反等したとき。 (3) 補助金の交付の決定を受けた申請者が移住促進事業を中止し、又は廃止したとき。 2. 市長は、1に定めるときのほか、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該補助金の全部又は一部を返還させることができます。 (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。 (2) 移住促進住宅整備事業の完了した日から起算して10年以内に、当該住宅を移住者の住宅として活用しなくなったとき。
決定内容	<input type="checkbox"/> 不承認 (不承認の理由)

様式第5号（第7条関係）

年　月　日

南丹市移住促進事業指令前着手届

南丹市長 佐々木 稔納 様

申請者【太枠内に記入】

住 所	〒　一
氏 名	(※) <small>(※)本人が自署しない場合は、記名・押印してください</small>
電話番号	

※地域団体の場合、住所欄に事務局所在地、氏名欄に団体名・代表者職氏名を記入

年　月　日付けで申請した事業について、補助金交付決定前に着手したいので、別記条件を了承の上、届け出ます。

【該当する事業種目にチェック(□)を記入／その他必要事項を記入】

事業種目	予算額(円)	着手日(予定)
<input type="checkbox"/> 移住促進住宅整備事業		平成 年 月 日
<input type="checkbox"/> 空家流動化促進事業		平成 年 月 日
(指令前着手を必要とする理由)		

(別記条件)

1. 交付決定を受けるまでの間、事業の趣旨に従い、実施すること。
2. 交付決定を受けるまでの間に実施した事業により損失が生じた場合、その損失は申請者が負担すること。
3. 不交付となった場合又は交付決定額が交付申請額に達しない場合においても、異議がないこと。
4. 着手から交付決定までの間に事業内容を変更しないこと。

様式第6号（第8条関係）

年　月　日

南丹市移住促進事業補助金実績報告書

南丹市長 佐々木 稔納 様

申請者【太枠内に記入】

住 所	〒 一
氏 名	(※)
電話番号	(※)本人が自署しない場合は、記名・押印してください

※地域団体の場合、住所欄に事務局所在地、氏名欄に団体名・代表者職氏名を記入

年　月　日付け 第　号で補助金交付決定のあった事業について、下記のとおり実績を報告します。

【該当する事業種目にチェック(□)を記入／関係書類を添付】

事業種目	関係書類
<input type="checkbox"/> 移住促進住宅	<input type="checkbox"/> 実績報告書(別紙1)
<input type="checkbox"/> 整備事業	<input type="checkbox"/> 工事前後の状況がわかる写真(前後で同箇所撮影／複数箇所分) <input type="checkbox"/> 補助対象経費の内訳がわかる請求書・領収書の写し
<input type="checkbox"/> 空家流動化	<input type="checkbox"/> 実績報告書(別紙2)
<input type="checkbox"/> 促進事業	

別紙1

実績報告書（移住促進住宅整備事業用）

空家所在地	南丹市 町 番地		
入居・開設者名			
空家(元)所有者名			
入居・開設(予定)日	年 月 日		
取得・賃借等の別	<input type="checkbox"/> 取得		
	<input type="checkbox"/> 賃借(契約期間 年)		
	<input type="checkbox"/> その他(具体的に		契約期間 年)
	※該当する箇所にチェック(☑)を記入		
(お試し住宅の場合) 1世帯当たりの居住 又は滞在の利用期間			
改修後活用する期間	事業完了後 10年間		
事業期間	年 月 日～ 年 月 日		
改修内容			
精算額(円)	工種	数量	単価
	事業費計		
	財源内訳	市補助金	
	自己負担		

※改修した住宅への入居者は、移住促進特別区域指定申出書に記載する人材像・条件等に合致する者であること。

※改修した住宅への入居者は、空家所有者と2親等以内でないこと。

別紙2

実績報告書（空家流動化促進事業用）

空家所在地	南丹市 町 番地
空家(元)所有者名	
入居・開設者名	
入居・開設(予定)日	年 月 日
売却・賃貸等の別	<input type="checkbox"/> 売却 <input type="checkbox"/> 賃貸(契約期間 年) <input type="checkbox"/> その他(具体的に 契約期間 年) ※該当する箇所にチェック(☑)を記入
精算額(円)	

※改修した住宅への入居者は、移住促進特別区域指定申出書に記載する人材像・条件等に合致する者であること。

※改修した住宅への入居者は、空家所有者と2親等以内でないこと。

様式第7号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

南丹市長 印

南丹市移住促進事業補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった事業について、下記のとおり補助金額を確定したので通知します。

なお、 年 月 日までに補助金請求書を南丹市役所 課へ提出してください。

事業種目	<input type="checkbox"/> 移住促進住宅整備事業 <input type="checkbox"/> 空家流動化促進事業
確定内容	補助金確定額 円 (交付要件) 1. 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができます。 (1) 申請者が補助金を他の用途に使用したとき。 (2) 補助金交付決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令又はこれに基づく市長の处分に違反等したとき。 (3) 補助金の交付の決定を受けた申請者が移住促進事業を中止し、又は廃止したとき。 2. 市長は、1に定めるときのほか、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該補助金の全部又は一部を返還させることができます。 (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。 (2) 移住促進住宅整備事業の完了した日から起算して10年以内に、当該住宅を移住者の住宅として活用しなくなったとき。

様式第8号（第10条関係）

年　月　日

南丹市移住促進事業補助金請求書

南丹市長 佐々木 稔納 様

申請者【太枠内に記入／該当する請求種別にチェック（☑）を記入】

住 所	〒 一
氏 名	（印）
電話番号	
生年月日	年 月 日生
請求種別	<input type="checkbox"/> 概算払（事業完了前） <input type="checkbox"/> 精算払（事業完了後）

※地域団体の場合、住所欄に事務局所在地、氏名欄に団体名・代表者職氏名を記入

下記のとおり補助金を請求します。

【該当する口座種別にチェック（☑）を記入／その他必要事項を記入】

補助金額	円	
振込口座	金融機関名	
	支 店 名	
	口 座 種 別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 貯蓄
	口 座 番 号	
	フ リ ガ ナ	
	口 座 名 義	

様式第9号（第13条関係）

年　月　日

南丹市移住促進事業に関する消費税及び地方消費税の額確定報告書

南丹市長 佐々木 稔納 様

申請者【太枠内に記入／関係書類を添付】

住 所	〒　一
氏 名	(※)
(※)本人が自署しない場合は、記名・押印してください	
電話番号	
担 当 者	(法人の場合のみ)

※法人の場合、住所欄に主たる事務所の所在地、氏名欄に法人名・代表者職氏名、担当者欄に担当者名を記入

年　月　日付け 第　　号で補助金交付決定のあった事業に含まれる消費税及び地方消費税の額について、下記のとおり確定したので報告します。

補助金に関する消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額	補助金額の確定時	円(A)
	消費税額の確定時	円(B)
補助金返還相当額		円(B-A)

※別紙として積算の内訳を添付してください。

※課税事業者の場合でも、単純に補助金の額にこの手続の日における消費税率（地方消費税率含む）を乗じた額が、消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額による減額等の対象額とはならないことに注意してください。